

売買取引基本契約書

株式会社BJC（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）は、甲と乙の間における第1条に定める本商品の売買について、以下のとおり取引基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的となる商品）

本契約の目的となる商品（以下「本商品」という。）は BJC CHARIS&Co. ONLINESTORE（以下「本システム」という。）に掲載する商品とする。

第2条（基本契約）

1. 本契約は、甲と乙の間で行われる本商品の個別取引（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。
2. 個別契約において本契約と異なる内容を定めた場合は、個別契約が本契約に優先する。

第3条（個別契約）

1. 個別契約は、乙が本システムにおいて、購入を希望する本商品及びその数量を選択し、納入日及び納入場所その他必要な事項を入力することにより申し込み、これに対し、甲からのお申込み完了のメールが乙に到達した時点で成立する。
2. 前項の規定は、甲及び乙協議の上でこれに代わる方法を定めることを妨げない。
3. 乙が第1項の規定により申込みを行った場合において、欠品又は廃版があったときは、個別契約は成立しなかったものとみなし、甲はこれに関し何ら責任を負わないものとする。

第4条（納入）

1. 甲は、乙に対し、個別契約で定めた納入日に、個別契約で定めた納入場所（日本国内に限る。）で、本商品を納入する。
2. 納入場所までの輸送費その他の納入のために要する費用は別途本システムにおいて規定するとおりとする。
3. 本商品の納入につき遅延があった場合であっても、乙は甲が何ら責任を負わないことにあらかじめ同意する。

第5条（検査等）

1. 乙は、本商品の納入を受けた時は遅滞なく、本商品の内容を検査し、検査に合格したものを検収する。本商品に種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合が存在する場

合、本商品の納入後3日以内に、乙が甲に対して書面、電話又はメールにて通知したときに限り、乙は甲に対し、乙の選択に従い、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができるものとする。この場合、甲は、相当な期限内に無償で、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならない。

2. 前項の検査の結果、本商品の納入後3日以内に、甲に対して書面による通知がなされなかったときは検査に合格したものとみなす。

本条各項の規定は、第1項により甲が本商品の代替品を納入した場合の当該代替品についても準用する。

第6条（引渡し）

本商品の引渡しは、本商品が前条の乙による検査に合格したとき又は納入日を含め3営業日以内に検査不合格の通知がなかったときに完了するものとする。

第7条（所有権の移転）

本商品の所有権は、引渡しが完了した時をもって甲から乙に移転する。

第8条（危険負担）

本商品について、乙への引渡し前に生じた滅失、毀損その他危険は甲の負担とする。

第9条（代金支払）

1. 乙は、別途本システムにおいて規定する方法に基づき、甲に対して本商品の代金を支払う。ただし、振込手数料及び販売手数料は乙の負担とする。
2. 前項の規定にかかわらず、最初の個別契約については、乙は代引きにて本商品の代金を支払うものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲は自己の裁量により、本件代金の支払方法を指定することができる。
4. 乙による支払遅延が発生した場合、甲は、直ちに乙との取引を停止し、本商品の納入を停止することができるものとし、支払遅延解消後の支払方法は代引き若しくは前入金又は甲が指定する方法によるものとする。なお、甲は、かかる取引の停止により発生した乙の損害を賠償しないものとする。

第10条（販売方法）

本商品の品質の保持、保健衛生上の危害の防止及び甲及び本商品に係る商標の信用の維持のため、乙は、自ら運営する店舗における消費者個人への対面販売のみを行うことができるものとする。

第11条（禁止行為）

1. 甲は、本商品及び本システムに関し、乙による以下の各行為を禁止する。
 - (1) 本商品につき、インターネット及びカタログその他の非対面による販売並びに消費者個人以外の会社又は個人へ譲渡する行為
 - (2) 展示会又は催事へ出展する行為及び販売する行為
 - (3) 事前に甲の書面による承諾を得ることなく、甲が管理運営するウェブサイト及びSNS並びにパンフレットその他の資料に掲載されている画像及び標章、甲が保有する商標（登録、未登録を問わないものとします。）その他の表示を使用する行為
 - (4) 本商品又はその包装に貼付されているシールの取外し、表示の加工その他これに類する一切の行為
 - (5) 甲又は本商品の信用を低下させ、又は損害を与える一切の行為
 - (6) 本システムを不正の目的をもって利用する行為
 - (7) 甲又は第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権などの知的財産権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為
 - (8) 真偽を問わず、甲又は第三者を差別、脅迫、誹謗中傷し、又はその信用若しくは名誉を毀損する行為
 - (9) 甲又は第三者に不利益又は損害を与える行為
 - (10) 第三者になりすまして本システムを利用する行為
 - (11) コンピュータウイルスその他の有害なプログラム等を送信し、若しくは提供する行為又は推奨する行為
 - (12) 本システムで利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
 - (13) 本システム又は当社の設備を不正に利用し、又はその運営に支障を与える行為
 - (14) 法令、条例等に違反し、又は公序良俗に反する行為
 - (15) 犯罪行為若しくは犯罪的行為を助長し、又はその実行を暗示する行為
 - (16) 本契約その他、甲の定める規約に反する行為
 - (17) 前各号に掲げるほか甲が不適切と判断する行為
2. 乙は、自己の役員、従業員若しくは顧客、下請け及び委託先が前項各号を含む本契約の条項に違反する行為（以下「違反行為」という）を行わないよう適切に管理するものとし、これらの者が違反行為を行ったときは、乙が違反行為を行ったものとみなす。

第12条（違約金）

1. 前条に規定する違反行為があった場合、乙は甲に対し、違約金として100万円を支払わなければならない。
2. 前項の場合において、違反行為によって甲に100万円を超える損害が生じたときは、乙は前項の違約金に加えその損害（調査費用、弁護士費用及び間接損害を含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。

第13条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を本契約の目的以外に使用することはできず、また秘密情報を第三者に漏洩してはならず、相手方の事前の書面等による承諾なく第三者に開示することはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しないものとする。
 - (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
3. 本条第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面等による承諾なく、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - (1) 甲又は乙の役職員又は弁護士、会計士若しくは税理士等に対して、職務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとする。
 - (2) 法令等（金融商品取引所の規則を含む。以下同じ。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができる。
 3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

第15条（解約）

甲は、乙に対し、解約日の1か月前までに書面等をもって通知することにより、本契約を解約することができる。

第16条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできないものとする。
 - (1) 本契約又は個別契約に基づく金銭債務の支払の全部又は一部を遅延したとき
 - (2) 本契約又は個別契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
 - (3) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができるものとする。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約又は個別契約の全部を解除することができるものとする。
 - (5) 本契約又は個別契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約又は個別契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

- (7) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (8) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (9) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (10) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (11) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
 - (12) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
 - (13) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前2項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方に対するその損害の賠償を請求することができる。
 4. 甲又は乙のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
 5. 乙が、第2項各号のいずれかに該当した場合又は本契約若しくは個別契約が解除された場合、乙は当然に本契約、個別契約及びその他甲との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、乙は、甲に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第17条（遅延損害金）

甲又は乙が本契約又は個別契約に基づき相手方に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第18条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

乙は、甲の書面等による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

第20条（残存条項等）

1. 第11条ないし第13条、第16条第3項、第17条、第18条、本条及び第21条の各規定は本契約の終了後であってもなお効力を有するものとする。
2. 本契約の終了時において、有効な個別契約が存在する場合、本契約は、当該個別契約が終了するまでの間、なお効力を有するものとする。

第21条（合意管轄）

本契約、個別契約又はこれらに関連する一切の紛争が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

（以下余白）